

第25日

令和4年3月18日（金）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより、本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。

本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

審査結果報告書をお開きください。

委員会付託中の議案について、タブレットに掲載のとおり審査結果報告書が提出されました。よって、これより本件の審議に入ります。

それでは、総務文教常任委員会に付託していた第22号議案ほか3件を議題とし、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君登壇）

○総務文教常任委員長（柴山恭子君） ただいま議題となりました第22号議案ほか3件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告いたします。

まず、第22号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、デジタル社会形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、現在、条例中に引用している独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律が、個人情報の保護に関する法律に統合されることに伴い、規定の整備を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案朝倉市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が交付されたことに伴い、市職員の育児休業等の取得に関する環境整備を行い、妊娠・出産・育児等と仕事の両立を支援するため、規定の整備を行うものです。

改正の内容は、まず、非常勤職員の育休等所得要件の緩和です。現在、在職期間1年以上としている非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を廃止し、在職1年未満でも取得できるようにします。

次に、育児等取得のための環境整備です。本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育休制度等の周知及び取得意向の確認並びに職員に対する研修の実施及び相談体制の整備を任命権者に義務づけることより育休を取得しやすくします。

審査に当たりましては、改正前後における制度の周知方法についてただしました。執行

部によりますと、改正前についても産前・産後休暇の届け出を受けた際、育休制度の説明及び休業計画の確認を行っていたとのこと。育休取得の環境整備を義務づける本改正を踏まえ、男女共に取得が可能であることについて、非常勤職員を含む職員に対し改めて周知していく予定であるとのこと。

本委員会としましては、育休を取りやすい職場の雰囲気づくりを含めた環境整備が図られ、スムーズな制度運用が期待されることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

改正の内容は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出について、労働基準法の適用による方法に改めるものです。勤務1時間当たりの給与額は時間外勤務手当、給与の減額等の算出基礎となります。現在は、国家公務員の算出方法に準じ、給料月額を12か月分を年間の総労働時間で割ることで、1時間当たりの給与額を算出していますが、地方公務員は労働基準法の適用を受けるものであることから、近年、この算出方法について見直しが図られてきています。

改正後は、労働基準法に準じ、分母となる年間の総労働時間から週休日以外の祝日及び年末年始の時間数を差し引いて算出します。これにより、単価が約7%上がることとなります。

本委員会としましては、本来の在り方である労働基準法の適用による算出方法への改正であることから、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第25号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

本改正は、消防団員の処遇を改善し、消防団の組織及び活動の充実を図るものです。班長、団員及び支援団員の年額報酬について、それぞれ班長は3万1,000円を3万7,000円に、団員は2万3,000円を3万6,500円に、支援団員は1万1,500円を1万8,250円に改正します。団員の報酬額は国の基準に合わせた額であり、支援団員の報酬額は団員の2分の1とされています。

改正の経緯といたしましては、昨年4月消防庁長官から減少に歯止めがかからない消防団員の確保に結びつけるため、一般団員1人当たりの年額報酬を3万6,500円とするよう、全国の自治体に通知がなされました。

市では、団員確保が難しくなっている朝倉市消防団の実情に鑑み、この通知を重く受け止め、また一般質問での議員の意見及び近隣自治体の状況も踏まえ、本改正に至ったものであるとのこと。

審査に当たりましては、本改正の背景にある団員減少を食い止めるための方策について、市としての考えをただしました。執行部によりますと、今回の報酬引き上げはあくまで団

員の処遇改善の一助として行うものであり、今後もあくまでもサラリーマン等が入りやすい組織を目指していかなければならないと考えるとのことです。

そのため組織の在り方について、消防団内の組織検討委員会事務局である防災交通課からも具体策を提案すると同時に、報酬に関する実際の運用についても、今回の改正の経緯を踏まえて協議していきたいとのことです。

本委員会としましては、本改正が消防団員確保の一助となることを認めつつ、今後においては、さらに多方面から団員の処遇改善に取り組んでいく必要性が高まっていることを指摘し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。5番加藤議員。

○5番（加藤正二君） 訂正をさせていただきます。第23号議案の中で育児休暇等と申しましたが、育児休業等の誤りです。それと同じく第23号議案の中で育児等取得のためと申しましたが、育休等取得のための誤りでした。

○議長（半田雄三君） 以上で、総務文教常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれを持って質疑を終了いたします。

（総務文教常任委員長 柴山恭子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第22号議案朝倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第22号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第23号議案朝倉市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第23号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第24号議案朝倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第24号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第25号議案朝倉市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第25号議案は原案のとおり可決されました。

次に、環境民生常任委員会に付託していた第4号議案ほか7件を議題とし、環境民生常任委員長の報告を求めます。環境民生常任委員長。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君登壇）

○環境民生常任委員長（大庭きみ子君） ただいま議題となりました第4号議案ほか7件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論について、簡潔に御報告いたします。

まず、第4号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてです。

本特別会計は、地域改善対策事業の一環として、住宅の改修や新築に充てるための資金や宅地を習得するための資金の貸付け事業が実施されていたもので、現在は、償還事務のみを行っています。予算総額を654万5,000円で編成するもので、令和3年度当初予算と比較し42万2,000円増額しています、これは、一部の債務者に係る償還額を増額することができ貸付金、元利収入が増額することによるものです。

審査に当たりましては、滞納件数及び滞納金額並びに滞納者への取組についてただしました。執行部によりますと、令和4年2月末時点の滞納件数は38件で、滞納金額は約

8,845万5,000円とのことです。また、滞納者への取組については、催告状の発送、個別訪問や電話催告、連帯保証人や相続人の現況調査などを行い、分割納付の増額に努めているとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第5号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてです。

本特別会計は、事業勘定と直営診療施設勘定の2つの勘定が設定されています。まず、事業勘定については、予算総額を71億8,233万6,000円で編成するもので、令和3年度当初予算と比較し0.93%増額しています。令和4年度の被保険者数の見込みは1万2,075人で、団塊の世代が後期高齢者医療保険に移行することにより、近年の減少傾向は続くものと見込まれています。

また、令和2年度の1人当たり医療費は43万1,042円で、令和元年度と比較し約0.2%減少したものの、県内で医療費の上位6番目までが指定される高医療費市町村に令和4年度も指定されることが決まっています。

新型コロナウイルス感染症の影響で、出前講座等の中止が相次ぐ中、国保医療費の現状や生活習慣病、特定健診受診率の現状についての記事を広報紙に掲載するなど、令和4年度も感染拡大防止に努めながら医療費適正化の取組が予定されています。

県に収める国保事業費納付金総額は、被保険者数の減少により前年度より減少していますが、1人当たりの納付金については増加傾向にあります。令和4年度の国民健康保険税率については、国保事業費納付金算定に基づく試算等の結果、据え置きとしています。しかし、被保険者の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、税収入が減ることも見込まれ、厳しい状況下にあります。

次に、直営診療施設勘定については、予算総額を2億7,941万7,000円で編成するもので、令和3年度当初予算と比較し4.1%減少しています。歳入の9割強は診療費で、中でも老人保健診療収入の予算額は9,000万円と外来診療収入の41.8%を占めています。

歳出では、令和4年度での大型医療機器の購入予定がないため、歳入歳出の差額に371万1,000円が見込まれ、基金利子6,000円を合計した371万7,000円を基金に積み立てを行い、令和4年度末での基金残高見込み額は2億6,451万6,000円となる見込みです。

審査に当たりましては、1人当たりの医療費の推移についてただしました。執行部によりますと平成30年度は43万529円、令和元年度は43万2,017円、令和3年度は43万1,042円とのことでした。また、収入済額推移についてもただしました。執行部によりますと、平成23年度で約6億7,600万円でしたが、令和2年度では約3億1,200万円に減少しているとのことです。

本委員会としましては、コロナ禍で医療費の増減の見込みが困難な現状であるが、さらなる医療費適正化のために取り組んでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案の

とおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

予算総額を9億8,683万8,000円で編成するもので、令和3年度当初予算と比較し3.2%増加しています。令和4年度の被保険者数の見込みは9,717人で、団塊の世代が75歳になる期間でもあり、令和3年度と比較し359人の増加が見込まれています。

歳入において、保険料収入は被保険者の増加により2.1%増加しています。なお、後期高齢者医療制度の開始から10年が経過し、順次見直されてきた保険料の均等割軽減の特例は、令和3年度で終了となっています。

令和2年度の朝倉市後期高齢者の1人当たり医療費は118万4,000円と、県平均より約4万5,000円高く県内では高いほうから数えて8番目という状況です。医療費が高くなると市の公費負担も増えるため、医療費の適正化について広域連合と連携して取り組んでいます。

また、令和2年度から開始された高齢者の保険事業と介護予防の一体化事業は、保険年金課を広域連合との窓口とし、事業を担当する健康課及び介護サービス課と連携した取組を行っています。なお、令和4年10月1日から一定以上の所得がある方は負担割合が2割になるとのことです。8月に保険証の切り替えを行っていますが、負担割合が変わるため、再度10月にも保険証の切り替えがあるとのこと。

審査に当たりましては、医療費削減に向けた取組についてただしました。執行部によりますと健康課、介護サービス課との一体化事業において、健康課ではハイリスクアプローチ事業を行っているとのこと。これは、健診結果や医療費の状況から対象者を抽出し、個別訪問や声かけを行っているそうです。また、介護サービス課では、通いの場に保健師や運動療法士など派遣していますが、男性の参加が少ないことや家から外出しない方への取組が課題であるとのこと。

本委員会としましては、医療と介護の連携をさらに発展させ、健康寿命の延伸に力を注いでいく必要があることを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第7号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計予算についてです。

予算総額を61億8,488万1,000円で編成するもので、令和3年度当初予算と比較し2.6%増額しています。経過期間を令和3年度から令和5年度までとする第8期介護保険事業計画の2年目となります。保険料は令和3年度と同額です。令和3年12月31日現在の要介護認定者数は3,250人で、前年同月と比較し23人減少しています。

歳出において、まず介護給付費の合計額は56億9,602万5,000円で、令和3年度当初予算と比較し2.9%増加しています。主な要因は施設介護サービス給付費が1億5,834万5,000円増加したことによるものです。

次に、地域支援事業の合計額は2億9,902万9,000円で、令和3年度当初予算と比較し

5%増加しています。

審査に当たりましては、介護給付費において地域密着型介護予防サービス給付費が対前年比269.4%と増加している理由についていただきました。執行部によりますと令和3年度中において、支援1、2に該当する方がグループホーム入所したことにより、給付費が増加した経緯を踏まえた措置であるとのことでした。

また、地域支援事業のうち介護予防普及啓発事業が対前年比140.0%と増えている理由についてもいただきました。執行部によりますと令和3年度で介護予防・生活支援サービス事業で行っていた事業を、令和4年度では一般介護予防事業へ移管したためとのことでした。また、一般介護予防事業から介護予防・生活支援サービス事業へ移管した事業もあり、予算組替えのためとのことでした。

本委員会としましては、介護予防に力を入れていただき健康維持を保つよう啓発してもらうことを確認し、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第14号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてです。

歳入歳出それぞれ37万6,000円を増額するものです。今回の補正は、歳入では県補助金の減額及び貸付金、元利収入の増額、歳出では事業費の減額及び財政調整基金積立金の増額です。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第16号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてです。

事業勘定で歳入歳出それぞれ13万6,000円を増額するものです。保険年金課所管分の主な内容は、まず歳入について新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった国民健康保険税の減免相当額のうち、国から追加補填される補助金を補正するものです。新型コロナウイルス感染症関連の減免については、国・県を合わせ全額が交付されます。

次に、歳出について、令和2年度災害臨時特例補助金において、新型コロナウイルス感染症対応分で確定した返還金を計上するものです。また、健康課所管分の主な内容は、新型コロナウイルス感染拡大により、集団健診や朝倉診療所における誕生月健診が減少したことにより、委託料の歳出減額、それに伴う県負担金の歳入減額を行うものです。

審査に当たりましては、新型コロナウイルス感染症関連の国民健康保険税の減免件数についていただきました。執行部によりますと、令和3年度の見込みは66件約1,400万円とのことでした。なお、令和2年度では69件、1,531万5,000円とのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第17号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につい

てです。

歳入歳出それぞれ464万9,000円を増額するものです。主に保険料収入の実績見込みと広域連合事務費及び保険基盤安定負担額並びに前年度の繰越金額の確定によるものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきもの決しました。

最後に、第18号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてです。

新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免分の補填について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とする一般会計からの繰入金として計上していましたが、国からの介護保険災害と臨時特例交付金へ組替えを行うものであり、金額の補正はありません。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過及び結論です。何とぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げまして報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。3番北川議員。

○3番（北川清文君） 令和4年度の国民健康保険税についての件で、執行部の説明の分で令和3年度は43万1,042円というふうに申しましたが、令和2年の間違いですので、3年ではなくて2年の間違いでした。

○議長（半田雄三君） 以上で、環境民生常任委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（環境民生常任委員長 大庭きみ子君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第4号議案令和4年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案令和4年度朝倉市国民健康保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第6号議案令和4年度朝倉市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第7号議案令和4年度朝倉市介護保険特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第14号議案令和3年度朝倉市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第14号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第16号議案令和3年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

を議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第17号議案令和3年度朝倉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第18号議案令和3年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第18号議案は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託していた第8号議案ほか13件を議題とし、建設経済常任委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君登壇）

○建設経済常任委員長（浅尾静二君） ただいま議題となりました第8号議案ほか13件につきまして、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので、審査の経過及び結論を簡潔に御報告します。

まず、第8号議案令和4年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ59万5,000円で編成するものです。この特別会計は優良企業の誘致を推進するために工業団地造成を行い、雇用の場を確保していくことを目的とし

ていますが、現在は鳥集院工業団地の管理業務として、調整池の周辺緑地帯などの管理や下流域の民家地下水の水質調査を実施しているものです。

本委員会で確認したところ、水質検査は対象地区の民家より、毎年2件ずつ検査を行っており、結果を対象地区に報告しているとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案令和4年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてです。

業務の予定量は年間総給水量547万5,000立方メートル、1日平均給水量は1万5,000立方メートルです。工業用水管の更新事業については、令和3年度をもって完了予定であるため、主要な建設改良工事はないとのことでした。本会計予算のうち収益的収入及び支出について、収入はキンビールからの水道料金等として1億6,659万円、支出は両筑平野用水施設の管理費負担金、ダムの使用権に係る無形固定資産等により1億5,596万7,000円となっています。資本的収入及び支出について、収入はなく支出は公営企業会計システムの導入費用や企業債償還金で2,611万5,000円となります。また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は7億1,950万5,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第10号議案令和4年度朝倉市水道事業会計予算についてです。

給水戸数は1万503戸、年間総給水量は286万553立方メートル、1日の平均給水量は7,837立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち収益的収入及び支出については、収入を水道事業収益として5億9,404万7,000円、支出を水道事業費用として5億9,757万9,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を1億9,793万1,000円、支出を3億4,257万4,000円で編成するものです。

主要な建設工事として、浄水場の設備機器更新工事のほか、災害復旧関連工事として杷木地域の河川改良工事に伴う配水管布設替え工事を行います。また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は14億6,357万3,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第11号議案令和4年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてです。

給水戸数は34戸、年間総給水量1万243立方メートル、1日の平均給水量は28立方メートルを予定しています。

本会計予算のうち収益的収入及び支出については、収入を489万6,000円、支出を489万

6,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を292万3,000円、支出を292万3,000円で編成するものです。

特例的収入及び支出については、簡易水道事業に令和4年4月1日から地方公営企業法を適用することに伴い、簡易水道事業特別会計は3月31日をもって終了します。令和3年度に発生した未収金、未払い金は地方公営企業法の規定により、法適用の年度である令和4年度の債権・債務として整理するため、特例的収入予算として2万7,000円、特例的支出予算として49万7,000円で編成するものです。

主な建設工事としては、寺内水中ポンプ交換工事を行います。また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー計算書によると、資金期末残高は62万6,000円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第12号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計予算についてです。

水洗化人口は3万788人、年間総処理水量468万176立方メートル、1日の平均処理水量は1万3,293立方メートルを予定しています。

収益的収入及び支出については、収入を下水道事業収益として24億2,089万7,000円、支出を下水道事業費用として20億8,341万7,000円で編成するものです。

資本的収入及び支出については、収入を14億9,959万円、支出を23億4,494万2,000円で編成するものです。主要な建設改良事業として、甘木、立石、福田、三奈木地区等の下水道工事、朝倉中央浄化センターのポンプ、機械類の更新工事等を行います。また、現金の増減を要因別にまとめたキャッシュフロー決算書によると、資金期末残高は2億4,892万円になるとのことです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第15号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてです。

予算総額を歳入歳出それぞれ276万3,000円増額補正するものです。これは矢野竹簡易水道において、水道事業への統合を進めるための配水管布設工事を行っていますが、その財源に活用するため、簡易水道基金を取崩し、一旦簡易水道特別会計に繰入れ、水道事業会計に支出する事務処理を行うものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第19号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的支出について、事業費の確定に伴う消費税の調整により46万6,000円を増額補正

するものです。

資本的収入及び支出について事業費の確定による企業債及びキリンビールからの負担金の減額に伴い、資本的収入を921万9,000円減額補正するものです。また、工事の入札減を含めた事業費の減に伴い、資本的支出を923万8,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第20号議案令和3年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

収益的支出について事業費の確定に伴う消費税の調整により392万3,000円を増額補正するものです。

資本的収入及び支出について工事費の減額に伴う企業債、県からの補償費及び一般会計からの繰入金の減額により、資本的収入を4,651万5,000円減額補正するものです。

また、矢野竹地区の配水管布設工事及び持丸浄水場の機器更新工事における工事費の減額、杷木地域の河川や道路の災害復旧工事に伴う配水管布設替え工事が令和4年度以降の実施になったことにより、資本的支出を5,636万6,000円減額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてです。

流域下水道事業の不明水対策の調査等を令和4年度に変更したことに伴い、収益的収入及び支出をそれぞれ1,402万6,000円減額補正するものです。また、国庫補助事業の前倒し補正予算に伴う事業費の増額により、資本的収入及び支出をそれぞれ1億6,470万円増額補正するものです。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく議案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案朝倉市交通公園条例の制定についてです。

自動二輪車等の運転技術を体得する場を提供し、もって地域の活性化に寄与することを目的とした朝倉市交通公園を設置するため、この条例を制定するものです。

朝倉市交通公園は、国道500号沿いの小石原川ダム原石山跡地に整備され、本年4月下旬から使用可能となります。主に、自動二輪車の基礎的な走行技術の練習ができる公園とのことで、このような特徴的な施設は全国的にも数少なく、多くの方に来ていただき、秋月、原鶴等への立ち寄りも併せて水源地との交流が期待されます。

本員会では、小石原川ダムと併せてこの公園が観光資源としてアピールできるような名前をつけたらどうか。それと、この公園にトイレが設置されていない理由についてただしました。

執行部によると、公園の名前については、今後、公募等で市民に愛されるような名前をつけることも想定しているとのこと。トイレについては、水の確保や汚水処理の問題

があり、設置できず約1キロ離れた小石原川ダム管理所に24時間使用できるトイレがあり、そちらを利用していただきたいということ、また将来的に必要な状況となれば検討したいとのことでした。また、公園管理については、いたずら等により公園利用に支障が生じないように、警察と連携して取り組んでいくとのことでした。

本委員会としましては、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案市道路線の廃止です。

東鳩胸7号線、延長113.9メートル、幅員2.5メートルから7.0メートル、東鳩胸9号線、延長58.7メートル、幅員2.4メートルから2.9メートル、東鳩胸10号線、延長58.9メートル、幅員3.4メートルから7.8メートルです。

当3路線は、市営住宅鳩胸団地の建て替え計画に伴い、都市計画法第4条第12項に規定する土地の区画形質の変更が必要なため、今回廃止の手続きを行うものです。

本委員会では、現地調査を行い詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案市道路線の変更についてです。

朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為に伴い、起点の位置に変更が生じたため、路線名及び路線延長を変更するものです。旧路線名木下・合畝町線、延長217.6メートル、幅員3.0メートルから7.0メートルを新路線名合畝町線、延長180メートル、幅員3.0メートルから7.0メートルへ変更となります。

本委員会では、現地調査を行い詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案市道路線の認定についてです。

又原8号線、延長36.9メートル、幅員6.1メートルから10.5メートル、又原9号線、延長22.0メートル、幅員5.0メートルから9.3メートル、日焼10号線、延長83.0メートル、幅員6.0メートルです。当路線は朝倉市土地開発指導要綱に基づく開発行為により整備された道路施設として移管を受けたため、市道の認定を行うものです。

委員会では、現地調査を行い延長や幅員等が認定基準に合致することなどを確認し、また宅地分譲地の造成などを含む道路の整備について詳細な説明を受け、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、第30号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更についてです。

施設の名称は、朝倉市川の駅原鶴で施設には駅舎、パークゴルフ場等があります。指定管理者は、「公益財団法人朝倉市シルバー人材センター」です。

変更の内容は、指定の期間で現在平成30年4月1日から平成35年3月31日としているものを1年間短縮して、令和4年3月31日までの4か年とするものです。

変更の理由としては、平成29年7月九州北部豪雨災害にて被災した後、復旧工事に取り

組んできたところですが、平成30年以降も毎年冠水し、土砂の堆積や流出といった被害を受けており、施設の閉鎖が続いています。この状況は今後も続くと思われ、事業再開が見込めないことから、今後の適切な管理運営を継続することが困難であるとし、指定期間の変更を行うものです。次年度以降の施設の管理については、活用方法が決定し、その運営が軌道に乗るまでは市が直営で行うこととなります。

本委員会としましては、川の駅原鶴が度重なる豪雨被害で使用できないのはやむを得ず、新たな朝倉市の財産として再生活用することを期待し、執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会における審査の経過と結論です。本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で建設経済常任委員長の報告を終わります。

これより報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれをもって質疑を終了いたします。

（建設経済常任委員長 浅尾静二君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第8号議案令和4年度朝倉市工業用地造成事業特別会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第9号議案令和4年度朝倉市工業用水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第10号議案令和4年度朝倉市水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第11号議案令和4年度朝倉市簡易水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第12号議案令和4年度朝倉市下水道事業会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第15号議案令和3年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第15号議案は原案のとおり可決

されました。

次に、第19号議案令和3年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第20号議案令和3年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第20号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第21号議案令和3年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第21号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第26号議案朝倉市交通公園条例の制定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第26号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第27号議案市道路線の廃止についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第27号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第28号議案市道路線の変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第28号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第29号議案市道路線の認定についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第29号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第30号議案指定管理者の指定についての議決内容の一部変更についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分より再開します。

午前11時1分休憩

---

午前11時15分再開

○議長(半田雄三君) 再開いたします。

次に、予算審査特別委員会に付託していた第3号議案を議題とし、予算審査特別委員長の報告を求めます。予算審査特別委員長。

(予算審査特別委員長 小島清人君登壇)

○予算審査特別委員長(小島清人君) ただいま議題となりました第3号議案令和4年度朝倉市一般会計予算について、慎重に審査をいたしました結果、結論を得ましたので審査の経過及び結論について簡潔に御報告いたします。

令和4年度一般会計予算は、4月に市長選挙が予定されていますので、政策的な経費を除いた骨格予算となります。

当初、予算規模は令和3年度より33億6,300万円減の345億6,700万円となっています。このうち災害関連経費は令和3年度より約29億円減の約71億円となっておりますが、引き続き災害関連予算により予算規模は大きいものとなっています。

歳入のうち市税については、コロナ禍ではあるものの市民税、固定資産税について増収が見込まれるとのことでした。また、ふるさと応援寄附金については令和3年度と同額の16億円が計上されています。

委員会では、この予算編成が市民の要求や期待に十分応え得るものであるか、決算審査等の質疑や意見をもとに将来の財政状況分析がなされているかなど様々な視点から慎重に審査し、活発な質疑応答がなされ、総括質疑でも2人の委員から6つの事項について質疑がありました。

ふるさと応援寄附金事業については、年々増加し令和3年度の見込みは約24億5,000万円になっていますが、これを維持するためには調査・研究、特産物等の商品開発、動向把握等を行う必要があることから、体制強化についてただしたところ、関係各課で連携して情報提供等を行い、全庁的な応援体制で取り組んでおり、今後も連携を深めて取り組みたいとのことでした。

職員の人材育成事業については、業務にどのような姿勢で取り組むのか、現場で指導するより実践的な研修であるOJTの導入、職員の情報発信能力や職員間の連携強化を目指した動画作成研修等も行っているとのことでした。

また、災害で他自治体等から部長職をはじめ、多数の職員派遣を受けており、一緒に業

務を行うことが他の自治体のスキルを学ぶ機会と捉えており、人材育成にもつながっていると考えているとのことでした。

現在は多くの災害派遣職員を受入れていることもあり、職員の派遣や出向は控えているとのことですが、災害復旧事業等が落ち着けば積極的に派遣研修を行うなど、人材育成について考えていきたいとのことでした。

地域おこし協力隊については、地方創生の取組として大変重要であると考えられ、観光振興や関係人口の拡大等で頑張っていたが、アイデアの提案や情報を市全体で共有しているのかただしたところ、地域おこし協力隊は地域に入り情報収集を行い、それぞれの任務により様々な活動を行っているとのことでした。

また、定例ミーティングで情報を共有し、担当部署もその中で出た意見やアイデア等について情報を共有しており、任務は異なりますが隊員同士協力することで活動の輪が広がると考えているとのことでした。

3つ目のダムも完成し、小石原川ダム周辺の整備もされてきており、今後これらを活用したイベント等も考えられる中、民間との連携が非常に重要になってくると思われるため、市は柔軟性をもって取り組むべきではとただしたところ、民間と力を合わせ民間の方が活動できること自体が多くのにぎわいにつながると考えており、多くの人に参加していただくことを地域の活力の源として定期的、継続的に行い、市の交流人口、関係人口の増加につなげていくとのことでした。

また、コロナ禍で地域の伝統行事や文化であるお祭りなども中止せざるを得ない状況になっていたが、今後、再開をしていくことが考えられる中、一旦延期、中止したものを復活するためには、人・もの・金が必要になる場合があるため、今後、市に相談があったときに対応できる予算を準備する必要があるのではとただしたところ、行事等の再開には例年ない経費を伴う場合があり、地域単独では行事継続が困難な状況も予想されるため、今後、具体的な相談があれば行政としてできることを検討していきたいとのことでした。

委員会としましては、詳細な説明を受け質疑、応答を行った上で執行部の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、本委員会の審査の経過及び結論であります。なにとぞ本会議におかれましても、本委員会の決定に御賛同賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、以上で予算審査特別委員長の報告を終わります。

これより、報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

（予算審査特別委員長 小島清人君降壇）

○議長（半田雄三君） それでは、第3号議案令和4年度朝倉市一般会計予算についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第13号議案の審議を行います。

議案書をお開きください。

それでは、第13号議案令和3年度朝倉市一般会計補正予算（第11号）についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、第13号議案は原案のとおり可決されました。

これより追加議案の上程を行います。

市長提案理由説明書2をお開きください。

本日、市長から議案2件の送付を受けたほか、議会運営委員会から決議案1件が提出されました。これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 皆様方には連日の御審議誠にありがとうございます。

ただいまから、本日追加提案いたしました議案につきまして、提案理由の概要を説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

第31号議案朝倉市監査委員の選任につきましては、識見を有する者のうちから田原誓成を朝倉市監査委員として選任することについて地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

第32号議案人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員の候補者に仲山淳子を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

皆様方には十分なる御審議を賜り御同意いただけますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、次に決議案第1号をお開きください。

決議案第1号について、議会運営委員長に提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員長 鹿毛哲也君登壇）

○議会運営委員長（鹿毛哲也君） ただいま議題となりました決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止及びロシア軍の完全な撤退を求める決議案について、提案理由を御説明いたします。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、明らかに国連憲章に違反し世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて容認できない暴挙であります。ロシア軍による攻撃とウクライナの主権侵害に強く抗議するとともに、ロシア政府に対し武力行使の即時停止とウクライナ領土から直ちに全ての軍隊を完全に撤退させ、平和的に対応することを強く求めるため、市議会として意志を表明するものであります。

ぜひとも御賛同を賜り御議決いただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（半田雄三君） 補足説明があれば承ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 以上で、提案理由の説明を終わりました。

議案等考案のため、暫時休憩いたします。その場でお願いいたします。

午前11時29分休憩

---

午前11時30分再開

○議長（半田雄三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案書2をお開きください。

これより、追加議案の質疑を行います。質疑は申し合わせにより同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

それでは、第31号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第32号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。次に、決議案第1号をお開きください。

それでは、決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止及びロシア軍の完全な撤退を求める決議案についてを議題といたします。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

(議会運営委員長 鹿毛哲也君降壇)

○議長(半田雄三君) 以上で、追加議案の質疑は終わりました。

次に、追加議案の委員会付託を行います。

お諮りいたします。第31号議案及び第32号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、決議案第1号については、会議規則第35条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

議案書2をお開きください。

それでは、第31号議案朝倉市監査委員の選任についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり同意されました。

次に、第32号議案人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) なければ、これにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(半田雄三君) 御異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり同意されました。

次に、決議案第1号をお開きください。

決議案第1号ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、武力行使の即時停止及びロシア軍の完全な撤退を求める決議案についてを議題とし、討論を行います。御意見ありませんか。13番大庭議員。

○13番(大庭きみ子君) 賛成の立場で討論いたします。国際社会による懸命な外交努力

にもかかわらず、2月24日突然にロシアはウクライナへの侵攻を開始し、既に3週間目となり長期戦となっています。

ロシアはウクライナ全土に軍事展開をし、今、この時にもウクライナのまちを爆撃し、罪のない多くの人の命や生活を奪っています。あろうことか、民間病院、産科病院や小児科、また患者、学校や避難者施設までも攻撃し、武力で国家主権と領土を略奪しようとしています。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は国連憲章に違反し、世界の安全保障と国際秩序を脅かす侵略であり、断じて許されるものではありません。

この間、プーチン大統領は公然と核兵器使用をほのめかす発言をしており、核兵器禁止条約が発効し核兵器の非人道性が指摘される中でのこの発言は、核兵器を弄ぶものであり断じて許されるものでもありません。ロシア軍がチェルノブイリ原発を武力制圧したとの報道もあります。

ウクライナでは15基の原発が稼働しています。それら原発が武力衝突の中で安全が確保されるのか大変懸念されています。核兵器の攻撃がなくても原発の存在は大きな威嚇であります。

日本は唯一の被爆国であり、福島原発事故を経験した日本社会もいまだにその原発の放射能に苦しめられていることを忘れてはいけません。事態は予断を許しません。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、ロシア軍の武力行使の即時停止及びロシア軍の完全な撤退を求める決議文について賛成といたします。

○議長（半田雄三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） なければこれにて討論を終了いたします。

採決いたします。本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（半田雄三君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、諸般の報告を行います。諸般の報告をお聞きください。

諸般の報告については、タブレットに掲載のとおりであります。

以上をもって、本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

これにて、令和4年第2回朝倉市議会定例会を閉会いたします。

午前11時36分閉会